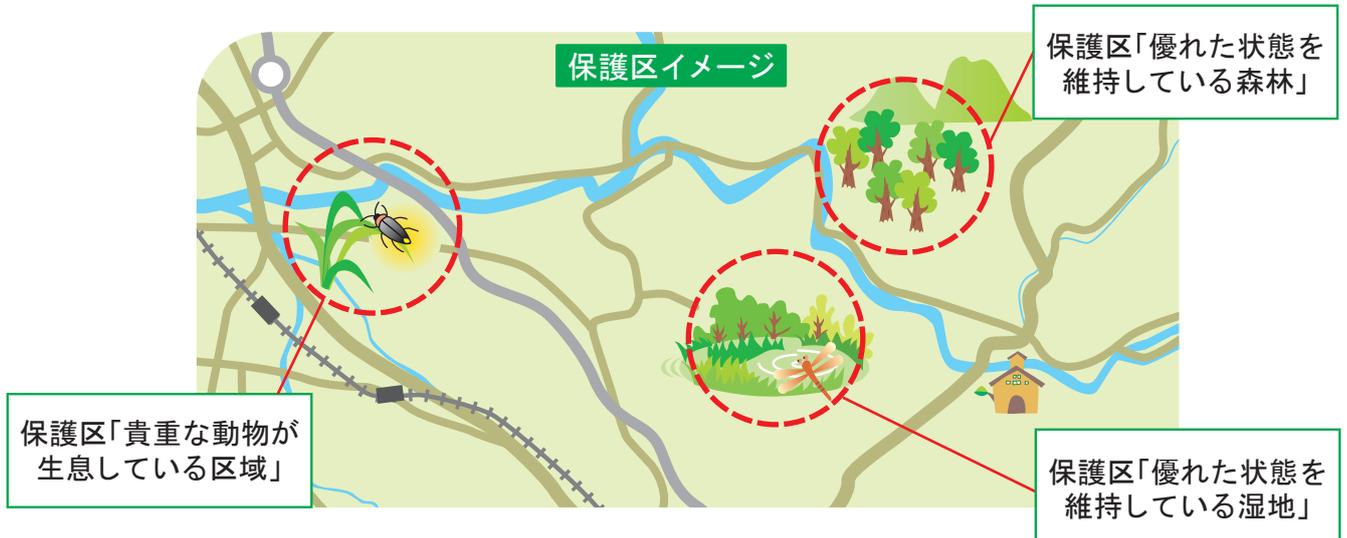


第2章 健全な生態系の確保

岡崎市自然環境保護区の指定

市長は、生物及び生態系を保護することが特に必要と認める区域を自然環境保護区（以下「保護区」）として指定します。



保護区における行為の規制

- 市長は、保護区に係る保全計画を決定します。
- 保護区内で一定の行為をする場合は、事前に市長の許可が必要となります。
- 市長は、違反者に対して行為中止命令・原状回復命令等を行うことができます。命令等に従わない場合、30万円以下の罰金が科されることがあります。

許可の必要な行為

-
- 動物を捕獲、殺傷、放つこと、又は動物の卵を採取、損傷、放つこと。
 - 木竹の伐採、植栽又は損傷
 - 木竹以外の植物の採取、植栽又は損傷
 - 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 宅地の造成、土地を開墾その他土地の形質を変更
 - 鉱物の採取又は土石の採取
 - 水面の埋め立て又は干拓
 - 河川、池沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為
 - 排水設備を設けて汚水又は廃水を排出
 - 広告物等を掲出又は設置
 - 家畜の放牧
 - 屋外における物の集積又は貯蔵
 - 火入れ又はたき火
 - その他規則で定める行為